

降格・賃金カット・自宅待機

組合の力で「撤回」勝ち取る

残業代 支払い認め金額交渉へ

電波新聞支部組合ニュース第3号 2016年5月19日

電波新聞社は5月17日に東京・五反田の本社9階ホールで新聞通信合同ユニオン(合同ユニオン)と開いた第2回団体交渉で、電波新聞支部の山本、川田の両組合員に課していた降格処分を「手続きに問題があった」ことを理由に撤回し、減給分を降格時に遡及して支払うとともに、自宅待機を昨年9月以来強いてきた川田組合員の原職復帰を認めました。時間外賃金については、2人が本来の管理監督者でないと法的には判断されるであろうことを認めつつ、勤務実態の証拠を精査した上で、職責手当で賄っていない超過分は支払うとの回答を得たことから、近く証拠に基づく金額交渉に移ります。降格撤回と復職および時間外賃金を勝ち取ったことは、組合運動の“戦果”といえます。

団交には会社から初団交に続いて平山社長、三橋経理部次長、古川編集本部次長が参加したほか、代理人弁護士として出口綜合法律事務所の出口尚明、吉井悠介、北村圭の3氏が初めて同席し、社長に代わって回答しました。組合側は山本、川田の電波新聞支部両組合員と、合同ユニオンおよび新聞労連から参加した4人の計6人で臨みました。

パワハラは前回の団交で「今後はしない」と約束していますが、合意なき不利益変更の中止については「今後は法律なり手続きにのっとってやっていく」との回答でした。川田組合員の復職日については今後、話し合いでスケジュールを詰めていくとして、具体的な期日は示しませんでした。

意識欠く「違法状態」

就業規則ならびに諸規定は、「古いものしかない」とのことで昭和54年のものを配布しました。出口弁護士は「労働法制が変わっているのに、合わない部分が出てきていると思うが、ほかの諸規定と合わせて現行の法制に合うように検討して調整しなさい」としか答えようがない」と答弁しました。

組合の「今現在、従業員に適用されている就業規則の内容がわからないということは周知もできないということ。これは労働基準法違反の状態である。弁護士の先生からも平山社長にご指導いただけないか」との要請には、出口弁護士が「なにがしかの基準に従って上司が命令してやっているのだとは思

うが、それが事実上のものであつては困る。基準がないわけだから。それはきちんとやっていく」などと回答。「この違法状態をどうお考えか」との再度の質問には、「違法状態だ。違法状態だといくら言っても物事の解決にはならない」と発言。組合が「平山社長のお考えも聞きたい」と社長に問いかけましたが、社長はだんまりを決め込み、出口弁護士が「社長もそういうお考えだ。直接聞かなければならないのか」と反発。「団体交渉は労使対話の場だから社長のお考えを聞きたい」と社長に再度問いただすと、出口弁護士に促されてようやく「社内においてはある程度の秩序は維持されていると思われる」「出口先生に従って話をしているだけでも構わない」などと語るだけで、会社の違法状態を理解しているのか疑わしい回答が目立ちました。違法状態でも社内の秩序が維持されているというのは、私たち従業員の良心と忍耐によるものです。こうした経営体制からは一刻も早く脱却しましょう！

問題認めるも謝罪せず

組合の「降格・賃金カット等の処分について問題があったのならば、まず謝罪すべきではないのか」との指摘に社長は、「何のことを言われているのかわかりません」。出口弁護士も「撤回と謝罪はイコールではない。問題があると認めれば十分ではないか」と、違法行為を働いている会社側の居丈高な態度が目立ち、早くも「労使対等」とは名ばかりの印象を受けた団交となりま

した。出口弁護士の高慢な物言いには注意を促しました。

活動はこれが始まり

今回の団交で不当な降格・賃金カット・自宅待機命令撤回の成果を得られたことは、組合の力によるものです。従業員1人1人が個別に会社と交渉してもその力は限られますが、皆が団結して会社の違法行為に向き合うと大きな力になります。私たちの活動はこれからが始まりです。就業規則の整備や残業・休日出勤手当の不払い問題を手始めに、パワハラ根絶、従業員の待遇改善、財務諸表開示、賃金・退職金規定明確化など山積する諸問題の解決を鋭意求めています。電波新聞支部の強化には、従業員の皆さまのもう一步踏み込んだお力が必要です。皆さん、組合員になってください。第一歩としては会社には皆さんが組合に加盟したことを通知しない「非公然」組合員でも構いません。

私たちとのメール送受信は、会社の施設管理権を侵害しないように、仕事で使っている社用アドレスでなく、お持ちの私用アドレスでお願いします。お問い合わせやご意見は、支部委員長の山本淳 (at_paleys@yahoo.co.jp) または支部書記長の川田茂生 (shigeak927@gmail.com) までお願いします。

発行者：新聞労連／新聞通信合同ユニオン／電波新聞支部

電話:03-5842-2201／FAX:5842-2250／
E-mail:soudan@shinbunroren.or.jp